

用地調査等共通仕様書（新旧対照表）	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
用地調査等共通仕様書 用地調査等共通仕様書	用地調査等共通仕様書 用地調査等共通仕様書
第 1 条～第 11 条（略） （業務実績データの作成及び登録） 第 12 条 受注者は、業務請負代金額が <u>100 万円</u> 以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において調査職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とするものとする。 2 （略） 第 13 条～第 39 条（略） （打合せ等） 第 40 条 1 ～ 3 （略） 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 <u>（新設）</u> 第 41 条～第 83 条（略） （木造特殊建物） 第 84 条 （略） 2 前項の実施に当たっては、 <u>取扱要領第 7 条の各項目別補正率表</u> に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。	第 1 条～第 11 条（略） （業務実績データの作成及び登録） 第 12 条 受注者は、業務請負代金額が <u>200 万円</u> 以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において調査職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とするものとする。 2 （略） 第 13 条～第 39 条（略） （打合せ等） 第 40 条 1 ～ 3 （略） 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※ <u>1 「ウィークリースタンス」※2</u> に努める。 ※ <u>1</u> ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 <u>※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u> 第 41 条～第 83 条（略） （木造特殊建物） 第 84 条 （略） 2 前項の実施に当たっては、 <u>運用方針第 15 別表第 11</u> に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

改正前												改正後																																																													
様式第 7 号の 2																								様式第 7 号の 2																																																	
土地の登記記録調査表																								土地の登記記録調査表																																																	
調査年月日				年				月				日				調査者								整理番号																																																	
表 題 部 (土地の表示)																								表 題 部 (土地の表示)																																																	
所 在																								所 在																																																	
地 番												最終支号												不動産番号												地 番												最終支号												不動産番号													
地 目												地籍																地 目												地籍																																	
所有者																								所有者																																																	
権 利 部 甲 区 欄 (所 有 権)																								権 利 部 甲 区 欄 (所 有 権)																																																	
登 記 名 義 人	氏 名、名 称																共有持分												登 記 名 義 人	氏 名、名 称																共有持分																											
	住所、所在地																																																	住所、所在地																							
	氏 名、名 称																共有持分													氏 名、名 称																共有持分																											
	住所、所在地																																																	住所、所在地																							
	氏 名、名 称																共有持分													氏 名、名 称																共有持分																											
権 利 部 甲 区 欄 (所有権以外の権利)																								権 利 部 甲 区 欄 (所有権以外の権利)																																																	
登 記 名 義 人	氏 名、名 称																								登 記 名 義 人	氏 名、名 称																																															
	住所、所在地																									住所、所在地																																															
	権 利 の 種 類												順位 番号								権 利 の 内 容													権 利 の 種 類												順位 番号								権 利 の 内 容																			
	権 利 の 始 期																存 続 期 間												権 利 の 始 期																存 続 期 間																												
	氏 名、名 称																									氏 名、名 称																																															
	住所、所在地																									住所、所在地																																															
	権 利 の 種 類												順位 番号								権 利 の 内 容													権 利 の 種 類												順位 番号								権 利 の 内 容																			
	権 利 の 始 期																存 続 期 間												権 利 の 始 期																存 続 期 間																												
仮登記の内容																								仮登記の内容																																																	

改正前	改正後																																				
「別記３」建物等区分表 (第４・８３・８４・８５・８６・８７・８８・８９・９０・９１条)	「別記３」建物等区分表 (第４・８３・８４・８５・８６・８７・８８・８９・９０・９１条)																																				
表１・表２　　(略)	表１・表２　　(略)																																				
表３　立竹木等区分	表３　立竹木等区分																																				
<table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>庭　　木　　等</td><td>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A　観　賞　樹 　観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹、広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高木　モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤　　(略) B～G　　(略)</td></tr><tr><td>用　　材　　林</td><td>(略)</td></tr><tr><td>薪　　炭　　林</td><td>(略)</td></tr><tr><td>収　　穫　　樹</td><td>A　果樹 　りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①　　(略) ②散在樹　園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B　　(略)</td></tr><tr><td>竹　　　　　林</td><td>(略)</td></tr><tr><td>苗木（植木畑）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>その他の立木</td><td>(略)</td></tr><tr><td>立毛（農作物）</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	判断基準	庭　　木　　等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A　観　賞　樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹、広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高木　モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤　　(略) B～G　　(略)	用　　材　　林	(略)	薪　　炭　　林	(略)	収　　穫　　樹	A　果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①　　(略) ②散在樹　園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B　　(略)	竹　　　　　林	(略)	苗木（植木畑）	(略)	その他の立木	(略)	立毛（農作物）	(略)	<table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>庭　　木　　等</td><td>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A　観　賞　樹 　観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹、広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高木　モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分がおおむね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤　　(略) B～G　　(略)</td></tr><tr><td>用　　材　　林</td><td>(略)</td></tr><tr><td>薪　　炭　　林</td><td>(略)</td></tr><tr><td>収　　穫　　樹</td><td>A　果樹 　りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①　　(略) ②散在樹　園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内あるいは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B　　(略)</td></tr><tr><td>竹　　　　　林</td><td>(略)</td></tr><tr><td>苗木（植木畑）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>その他の立木</td><td>(略)</td></tr><tr><td>立毛（農作物）</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	判断基準	庭　　木　　等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A　観　賞　樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹、広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高木　モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分がおおむね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤　　(略) B～G　　(略)	用　　材　　林	(略)	薪　　炭　　林	(略)	収　　穫　　樹	A　果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①　　(略) ②散在樹　園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内あるいは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B　　(略)	竹　　　　　林	(略)	苗木（植木畑）	(略)	その他の立木	(略)	立毛（農作物）	(略)
区分	判断基準																																				
庭　　木　　等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A　観　賞　樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹、広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高木　モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤　　(略) B～G　　(略)																																				
用　　材　　林	(略)																																				
薪　　炭　　林	(略)																																				
収　　穫　　樹	A　果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①　　(略) ②散在樹　園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B　　(略)																																				
竹　　　　　林	(略)																																				
苗木（植木畑）	(略)																																				
その他の立木	(略)																																				
立毛（農作物）	(略)																																				
区分	判断基準																																				
庭　　木　　等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A　観　賞　樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹、広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高木　モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分がおおむね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤　　(略) B～G　　(略)																																				
用　　材　　林	(略)																																				
薪　　炭　　林	(略)																																				
収　　穫　　樹	A　果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①　　(略) ②散在樹　園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内あるいは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B　　(略)																																				
竹　　　　　林	(略)																																				
苗木（植木畑）	(略)																																				
その他の立木	(略)																																				
立毛（農作物）	(略)																																				